

報告第4号

令和2年度北本市一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について

令和2年度北本市一般会計予算事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年5月31日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和2年度 北本市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	南小学校給食 室天井扇改修 事業	3,234,000		3,234,000		3,234,000			2,400,000		834,000
合計			3,234,000		3,234,000		3,234,000			2,400,000		834,000

報告第4号参考資料

令和2年度 北本市一般会計予算
事故繰越し・内訳書（令和2年度→令和3年度）

教育部教育総務課

- 1 事業名
南小学校給食室天井扇改修事業
- 2 事業内容
老朽化した南小学校給食室の天井扇を改修する。
- 3 説明
工事受注者の換気扇の選定誤りにより、新設する天井扇の納期に時間を要し、当該年度内での事業の完了が困難なため繰越しを行う。

（単位：円）

全体事業費	令和2年度 支払額	令和3年度 支払予定額	完了予定 年月日
3,234,000	0	3,234,000	令和3年8月31日